

## 令和6年度 第1回さいたま市地域公共交通協議会 議事録

□日時：令和6年8月20日（火）15:00～17:00

□場所：大宮区役所 601・602会議室

□配布資料

- ・ 次 第
- ・ 出席者名簿・席次表
- ・ 資料1 西区及び桜区のA I デマンド交通実証実験について
- ・ 資料2 西区及び岩槻区コミュニティバスの運行ルート変更について
- ・ 資料3 乗合タクシーのキャッシュレス決済導入について
- ・ 資料4 総合都市交通体系マスタープラン・再構築ガイドラインについて
- ・ 資料5 コミュニティバス等の実績報告について
- ・ 資料6 ポスターコンクールの実施について
- ・ 参考資料1 さいたま市地域公共交通協議会条例
- ・ 参考資料2 令和5年度第3回さいたま市地域公共交通協議会 議事録

□出席者名

- ・ 埼玉大学 名誉教授・日本大学 客員教授 久保田 尚 会長
- ・ 日本大学理工学部 教授 大沢 昌玄 委員
- ・ 交通ジャーナリスト 鈴木 文彦 委員
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 経営戦略ユニット企画調整課長 川幡 嘉文 委員
- ・ 埼玉新都市交通株式会社 参与 川崎 弘貴 委員
- ・ 埼玉高速鉄道株式会社 代表取締役常務 藤田 努 委員
- ・ 国際興業株式会社 運輸事業部担当部長 鈴木 健史 委員
- ・ 東武バスウエスト株式会社運輸統括部 副部長 山科 和仁 委員
- ・ 西武バス株式会社 取締役計画部長 秦野 凌 委員
- ・ 朝日自動車株式会社 常務取締役 藤田 直樹 委員
- ・ 一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事 関根 肇 委員
- ・ 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長 藤田 貢 委員
- ・ さいたま市交通安全保護者の会（母の会） 会長 家崎 清子 委員
- ・ さいたま市障害者協議会 会長 中野 勇 委員
- ・ さいたま市自治会連合会 会長 松本 敏雄 委員
- ・ さいたま市老人クラブ連合会 副会長 高桑 稔 委員
- ・ 市民公募 戸村 順子 委員
- ・ 市民公募 高田 博 委員
- ・ 市民公募 小幡 道宏 委員

- ・ 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所 計画課長 富吉 正幸 委員
- ・ 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官 高木 純子 委員
- ・ 埼玉県企画財政部交通政策課 副課長 斎藤 暢人 委員
- ・ 福祉局 生活福祉部長 間 真 委員
- ・ 福祉局 長寿応援部長 兼山 和夫 委員
- ・ 建設局 土木部長 斉藤 稔 委員
- ・ 都市局 都市計画部 副理事 代田 智之 委員

## 1. 開会

---

### 【事務局】

- ・ 定刻となりました。ただいまから、令和6年度第1回さいたま市地域公共交通協議会を開会いたします。
- ・ 本日は、お忙しいところ、委員の皆さまにはご参加いただきまして誠にありがとうございます。
- ・ 私は本日の司会を務めさせていただきます、交通政策課の浦山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・ 議事に入ります前に、昨年度から人事異動等により、11名の委員の交代がありましたので、恐縮ですが、事務局よりお名前だけご紹介させていただきます。
- ・ 交代がございましたのは、川幡委員、川崎委員、島田委員、秦野委員、高桑委員、富吉委員、高木委員、藤野委員、間委員、斉藤稔委員、代田委員でございます。

## 2. 議事

---

### 1. 会長及び専門部会長の互選について

---

#### 【事務局】

- ・ さいたま市地域公共交通協議会条例第5条第1項には、協議会に会長を置き、委員の互選により定める。同第6条には、会長は協議会の会議を招集し、その議長となる。また、バス専門部会及び東西交通専門部会設置規程第5条1項には、部会に部会長を置き、委員の互選により定める。とされておりますことから、会長及び部会長の選任をお願いしたいと考えております。

#### 【関根委員】

- ・ 事務局からの提案はありますか。

#### 【事務局】

- ・ 事務局といたしましては、本市をはじめ全国の自治体における都市交通計画や地域公共交通に係る協議会等の委員等を歴任されていることから、昨年度に引き続きまして、

本協議会会長を久保田委員、バス専門部会長を鈴木文彦委員、東西交通専門部会長を大沢委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(会長及び専門部会長の互選について了承)

**【事務局】**

- ・ 皆様のご賛同をいただきましたので、本協議会会長として久保田委員、バス専門部会長として鈴木文彦委員、東西交通専門部会長として大沢委員が選任されました。
- ・ それでは、ここからの議事進行につきましては、さいたま市地域公共交通協議会条例の規定により、久保田会長が議長となることとなっておりますので、ここからの進行をお願いしたいと存じます。久保田会長、よろしく願いいたします。

**【久保田会長】**

- ・ さいたま市地域公共交通協議会条例の規定により、議長を務めさせていただきます。
- ・ それでは、まず、委員の出席状況について事務局より報告をお願いします。

**【事務局】**

- ・ 委員の出席状況についてご報告いたします。
- ・ 本日は、30名の委員中27名の出席でございます。したがって、さいたま市地域公共交通協議会条例第6条第2項の規定による委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

**【久保田会長】**

- ・ 事務局の報告のとおり、本日の会議は成立いたしました。
- ・ 次に、会議録の署名委員を決めたいと存じますが、さいたま市地域公共交通協議会運営規程より、私から指名させていただきます。
- ・ 今回の署名につきましては、藤田直樹委員、戸村委員の御二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(署名委員の指名について了承)

**【久保田会長】**

- ・ 続きまして、本日の会議の公開についてお諮りしたいと存じます。本日の議事に関して、非公開事項に該当する案件があるか事務局に伺います。

**【事務局】**

- ・ 本日の会議で、非公開事項に該当する議事はありません。

**【久保田会長】**

- ・ ただいま事務局から、本日は非公開事項に該当する議事がないとのことでしたので、本日の会議を公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(出席者全員一致で、協議会を公開で行うことを確認し、了承)

**【久保田会長】**

- ・ それでは、本日、会議は公開といたします。事務局は、傍聴者について報告をお願いし

ます。

**【事務局】**

- ・ 本日は2名の傍聴者がいらっしゃいますので、傍聴者が入場するまで、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

**【久保田会長】**

- ・ 議事に入ります前に、傍聴される皆様に傍聴上のご注意を申し上げます。
- ・ 先ほど事務局よりお配りいたしました「傍聴要領」をお読みになり、遵守していただきますようお願いいたします。
- ・ それでは事務局からの報告をお願いします。

**【事務局】**

- ・ 事務局より始めに報告いたします。
- ・ 事前資料送付と合わせて、本日の会議における協議事項や報告事項について、皆様に照会をさせていただきました。
- ・ 結果といたしましては、協議事項や報告事項などはなかったことを報告いたします。

## 2-1. 西区A I デマンド交通実証実験について

---

**【久保田会長】**

- ・ では、議決事項である議事「2. 西区及び桜区のA I デマンド交通実証実験について」のうち、「西区A I デマンド交通実証実験」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

- ・ 「西区A I デマンド交通実証実験」についての説明

**【久保田会長】**

- ・ それではご説明のありました議決事項「西区A I デマンド交通実証実験」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

**【松本委員】**

- ・ 指扇土地区画整理事業の完了により若い世代が増えるなど移動の状況が変化しており、そのような状況も踏まえたうえで検討を進めていただければと思います。

**【久保田会長】**

- ・ 7ページ記載の検証項目についてアンケート調査を行うことで、地域の方々の交通の状況等が分かってくるのではないのでしょうか。

**【鈴木文委員】**

- ・ デマンドは13時から19時までの運行する予定になっているが、午前中の乗合タクシーの路線は13時4分まで運行しているため、13時からデマンドの運行するのは難しいのではないのでしょうか。
- ・ 運転手の負担軽減の観点から、運行開始時間は13時30分からでよいのではないで

しょうか。

**【事務局】**

- ・ 運転手の休憩時間等を踏まえて、運行時間について検討させていただきます。

**【高木委員】**

- ・ 運行時期について、11月1日から1月下旬という認識でよろしいでしょうか。

**【事務局】**

- ・ 記載のとおり3ヶ月程度の運行を想定しています。

**【戸村委員】**

- ・ コミュニティバスや乗合タクシーの収支率が伸び悩んでおり、その中でも西区は収支率が低い地区である。
- ・ 乗合タクシーとデマンド交通のハイブリット型の実証実験をしていくということで、結果を楽しみにしています。また、実験の結果が他の地区にも生かせることを期待しています。

**【久保田会長】**

- ・ それでは、「西区A I デマンド交通実証実験について」、承認してよろしいでしょうか。

(承認)

- ・ また、A I デマンド交通実証実験の運行開始時間について変更があった際には、修正した箇所を確認を会長の一任とさせていただいてもよろしいでしょうか

(承認)

- ・ それでは承認といたします。

## 2-2. 桜区A I デマンド交通実証実験について

---

**【久保田会長】**

- ・ 続いて、「桜区A I デマンド交通実証実験」について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

- ・ 「桜区A I デマンド交通実証実験」の説明

**【久保田会長】**

- ・ それではご説明のありました議決事項「桜区A I デマンド交通実証実験」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

**【大沢委員】**

- ・ 12ページのモビリティハブの付加機能について、「周知・PR」と記載がされているが、具体的にどのようなことを行っていくのでしょうか。

**【事務局】**

- ・ モビリティハブと乗り継ぎという言葉の違いについて分からない方が多いということは課題に考えています。
- ・ そのため、違いについて周知ののぼりと看板を設置することと、デジタルサイネージ設

置場所での周知を考えております。

**【大沢委員】**

- ・ これまでの利用者に向けた周知と、地域全体の周知のやり方を変えるなど工夫して行う必要があるのではないのでしょうか。

**【事務局】**

- ・ チラシの全戸配布を考えているため、表現を工夫し周知を徹底していきたいと思えます。

**【高田委員】**

- ・ 9ページのモビリティハブに設置する情報提供端末とありますが、端末の上にカメラを設置し、見ている方の情報や URL を掲示してアクセスされた方の統計を取ることもできるのではないのでしょうか。
- ・ また、情報提供端末の置き場所に関してですが、人の導線上に置かなければ見られることは少ないため、置き場所にも配慮していただきたいと思えます。

**【事務局】**

- ・ カメラ設置についてはどこまで置けるかどうか踏まえませんが、どれほどみられているかの検証はできるようにしていきたいと思えます。
- ・ また、情報提供端末の置き場所も、人の導線に置くようにしていきます。

**【久保田会長】**

- ・ 12ページを見る限りかなりの場所を必要とするように感じるが、情報提供端末設置の設置は現段階でどれほど進んでいるものなののでしょうか。

**【事務局】**

- ・ 路線バスとデマンド交通の乗り継ぎとしてモビリティハブを設置していきたいと考えています。その中で、桜区役所については、シェアサイクルのポートもあることから、人の導線上に案内をすることや、その他にも連携できる場所がないかを検討していきたいと考えています。

**【鈴木文委員】**

- ・ モビリティハブという言葉は一般的に受け入れられないのではないかとと思えます。地域の住民や自治会へ説明をする際には、他の分かりやすい言葉に言い換えることも必要なのではないかとと思えます。

**【事務局】**

- ・ 表現の仕方は工夫させていただきます。

**【久保田会長】**

- ・ それでは、「桜区A I デマンド交通実証実験」について、承認してよろしいのでしょうか。

(承認)

- ・ それでは承認といたします。

### 3-1. 西区コミュニティバスの運行ルート変更について

---

**【久保田会長】**

- ・ 「西区コミュニティバスのルート変更について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

- ・ 「西区コミュニティバスのルート変更について」の説明

**【久保田会長】**

- ・ それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(質問や意見なし)

**【久保田会長】**

- ・ それでは、「西区コミュニティバスのルート変更」について、承認してよろしいでしょうか。

(承認)

- ・ それでは承認といたします。

### 3-2. 岩槻区コミュニティバスの運行ルート変更について

---

**【久保田会長】**

- ・ 「岩槻区コミュニティバスのルート変更について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

- ・ 「岩槻区コミュニティバスのルート変更について」の説明

**【久保田会長】**

- ・ それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

**【鈴木文委員】**

- ・ 減便の幅が大きいことから、実証運行の評価・検証は丁寧に行っていただきたいです。新たに経由する地域以外は、全体として減便することになるため、沿線の広範囲で「利用する方としない方」、「利用していたけど利用しなくなった方」などの検証もしていただきたいと思います。
- ・ ガイドライン上、一定の効果が見られない場合には元に戻すこととされているが、一度減らしたものを増やすことは厳しいように考えています。
- ・ 岩槻地区に限らず、このような事例は発生する可能性があるため、ガイドラインを統合する際には、「必ずしも変更前に戻すものではない」という表現も必要になるのではないのでしょうか。

**【事務局】**

- ・ ガイドライン上、実証運行の際には利用者アンケートを取ることと記載があるため、アンケートの方法や内容を工夫したいと思います。
- ・ 令和8年度から運用開始予定の再構築ガイドラインでは、「必ずしも変更前に戻すもの

ではない」のような表現の検討とともに、地域特性に応じた交通モードの検証をすることも検討していきます。

#### 【山科委員】

- ・ 事務局からの説明のとおり、市や地域組織と連携をし、必要な情報提供やルートの確認を行いました。
- ・ 本件について承認をいただけましたら、コミュニティバス等導入ガイドラインに沿い、運行ダイヤの作成や社内体制の整備を進めていきたいと思えます。
- ・ 新ルートの運行課題については、市とともに改善に向けて取り組みたいと考えております。運行事業者として地域ニーズにお応えできるように努めてまいります。

#### 【久保田会長】

- ・ それでは、「岩槻区コミュニティバスのルート変更」について、承認してよろしいでしょうか。

(承認)

- ・ それでは承認といたします。

## 4. 乗合タクシーのキャッシュレス決済導入について

---

#### 【久保田会長】

- ・ 「乗合タクシーのキャッシュレス決済導入について」、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

- ・ 「乗合タクシーのキャッシュレス決済導入について」の説明

#### 【久保田会長】

- ・ それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

#### 【小幡委員】

- ・ キャッシュレス決済に係る経費は、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づく収支率に不算入とすると記載がありますが、機器の導入やランニングコストはどれほどになるのでしょうか。

#### 【事務局】

- ・ 過去に現状の利用者が全員キャッシュレスで支払った場合の試算でも、収支率への影響は1%未満であるとされています。
- ・ また、機器の導入に金額やランニングコストについてはメーカーによっても異なるため控えさせていただきます。

#### 【大沢委員】

- ・ キャッシュレス決済であると支払時間が短縮されるイメージがあるが、支払いに時間を要してしまう理由として挙げられるものはありますか。

**【事務局】**

- ・ 機器の仕様上、毎回運転手が金額を入力して、決済後はレシートが発行されるようになっている。そのため、一連の決済が完了するまでに30秒ほど時間を要してしまうことが原因として挙げられます。

**【久保田会長】**

- ・ それでは、「乗合タクシーのキャッシュレス決済導入」について、承認してよろしいでしょうか。

(承認)

- ・ それでは承認といたします。

## 5. 総合都市交通体系マスタープラン・再構築ガイドラインについて

**【久保田会長】**

- ・ 次に、協議事項である「総合都市交通体系マスタープラン・再構築ガイドラインについて」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

- ・ 「総合都市交通体系マスタープラン・再構築ガイドラインについて」の説明

**【久保田会長】**

- ・ それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

**【鈴木委員】**

- ・ 資料4-1の8ページの担い手に関してですが、大型2種免許の保有率は、今後低下の一途をたどっていくと考えております。事業者として、待遇改善や採用に努めていくが、運転手が減っていくことを前提に考えていただきたいです。
- ・ これからは、大型2種免許を持っている方の価値が上がってくるため、免許保有者に何をしてもらうか考えていく必要があります。大型2種免許保有者には、極力大きな車でたくさんの方を運んでいただき、そうでない方には別の手段を検討していく必要があります。
- ・ 資料4-1の9ページのサービス水準の設定についてですが、サービス水準の設定と供給することは別です。最低限の水準を決めたとしても、その最低限の水準というのは何によって維持されるのでしょうか。民間が維持すべきラインを具体的に検討する必要があるのではないかと思います。
- ・ 資料4-1の10ページの理想的な補償水準について、現状とのギャップがある中で「理想的な」というものを定める意味はあるのでしょうか。
- ・ 許容支払額の上限下限についてですが、上限金額を定めると、上限以上の金額を定められなくなってしまうのではないかと思います。

- 資料4-2の40ページの交通空白と交通不便は人によって異なるため、一律の範囲設定で交通空白地域を定めてよいものでしょうか。また、交通空白地域だから、なくすように埋めるというのは今後厳しくなってくると考えています。行政としてどこまで埋めるかの判断はシビアになってくると思います。
- 資料4-2の55ページの輸送資源の再配置について、現状の考えについて教えていただきたいです。また、輸送資源の総量底上げというのは、ボランティア輸送のことも含んでいるのでしょうか。二種免許取得も含まれているのであれば施策としてやっていただきたいと考えます。
- 資料4-2の68ページ、投入資源が減る中でアウトプットを維持する方法としては、運転手一人当たりの輸送人員を増やすことと、同じ車でも今より時速が早くなることであります。例えば、今よりも車を大きくすること、BRTの導入であり、バスレーンの確保などが挙げられます。
- 資料4-3の将来シナリオの設定というのは、理想像で設定されているものでしょうか。シナリオというとよい方と悪い方の2パターンあって、それらに向けて施策をやっていくものだと思っていました。しかし、このシナリオはベストなシナリオが描かれているように思えます。

**【久保田会長】**

- ただ今の鈴木委員からのご発言は、いずれも重要なご指摘やご意見だと思います。事務局におかれましては、次回の協議会で回答することも含め、検討をお願いします。

## 6. コミュニティバス等の実績報告・ポスターコンクールの実施について

**【久保田会長】**

- 次に、報告事項である「コミュニティバス等の実績報告について」と「ポスターコンクールの実施について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

- 「コミュニティバス等の実績報告について」と「ポスターコンクールの実施について」の説明

(質問や意見なし)

## 3. その他

**【久保田会長】**

- 次に「3. その他」について、その他に事務局から何かありますでしょうか。

#### 【事務局】

- ・ さいたま市コミュニティバスの運賃改定について、ご報告させていただきます。昨年度の本協議会やバス専門部会で、コミュニティバス6路線の運賃改定の方向性について承認をいただいたところですが、現在、改定に向けた作業を進めております。今年度の運賃協議会に協議運賃案をお諮りできるよう、丁寧に関係者との調整を進めてまいります。引き続きよろしくお願いたします。

#### 【久保田会長】

- ・ 本日の議事については、これですべて終了いたしました。進行を事務局へお返しします。

## 4. 閉会

---

#### 【事務局】

- ・ 久保田会長、議事の進行ありがとうございました。
- ・ 委員の皆様におかれましては、長時間に渡り活発なご議論を頂きありがとうございました。
- ・ 次回の地域公共交通協議会については、11月頃を予定しております。
- ・ また、今年度の本協議会及び専門部会の会議の開催については、スピード感のある議決や会議負担軽減など会議の効率化を考慮して、本協議会は3回、東西交通専門部会は1月頃に1回、バス専門部会は必要に応じて開催することといたします。
- ・ それでは、これを持ちまして、令和6年度第1回さいたま市地域公共交通協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。